

三次市学習用「タブレット端末活用のルール（家庭学習編）」

令和3年6月
三次市教育委員会

三次市では、児童生徒のみなさんに一人1台の学習者用タブレット端末（iPad）の貸し出しを行います。この学習者用タブレット端末（iPad）を授業や家庭学習などいろいろな場面で活用していきます。

タブレット端末は、みなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、この「タブレット端末活用ルール（家庭学習編）」を守り、タブレット端末を「安全・安心・快適」に活用していきましょう。

大切に扱うことを約束し、なくしたり、わざと落としたり、水にぬらしたりしないよう十分に気をつけましょう。

※ このルールの「タブレット端末」は、学校から貸し出したものを表しています。

1 家庭でタブレット端末を使う目的

- タブレット端末は、家庭学習のために使うことが目的です。ゲームや学習に関係ない動画の閲覧など、学習活動に関わること以外に使ってははいけません。

2 タブレット端末を使用するときに注意すること

- 画面操作は、指や専用のタッチペンを使いましょう。（えんぴつやシャープペンシルなどでふれたり、落書きしたり、磁石をつけるなどは絶対にしてはいけません。）
- 投げたり、落としたり、持ったまま走ったりしないようにしましょう。
- タブレット端末を使う時間帯を決めましょう。

※ タブレット端末は、次の時間は、インターネットへの接続ができないように設定してあります。

小学生 … 午後10:00～翌朝 午前6:00

中学生 … 午後11:00～翌朝 午前6:00

- 使う時間は家の人とよく話し合い、長い時間使わず、細かく休けいしながら使いましょう。
- 寝る時刻の30分前には、使うのをやめるようにしましょう。
- 水をかけたり、湿気の多いところでは使わないようにしましょう。また、日光が強く当たる場所や、ストーブの近くなどには置かないようにしましょう。

3 健康のために

- タブレット端末を使うときは、正しい姿勢で、画面に近付きすぎないように気をつけましょう。
- 30分に一度は遠くを見るなど、ときどき目を休ませましょう。

4 安全な使用について

- インターネットは正しく使えば学習を広めたり深めたり、生活を便利にすることができますが、中には、あやしいサイトもありますので、先生や家の人とインターネットを使うときの約束をきちんと決めましょう。あやしいサイトに接続してしまったときは、タブレット端末を閉じ、家の人に知らせましょう。
- 学習に関係ないサイトには接続できないように設定してあります。
- インターネットに接続した記録は保存し、適切に管理しています。

5 個人情報など

- 自分のタブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- 自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、アカウント、パスワードなど）は、インターネット上で絶対に教えてはいけません。
- SNS（例「Twitter（ツイッター）」「Facebook（フェイスブック）」「LINE（ライン）」など）には、相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは、絶対に書き込んではいけません。

6 カメラでの撮影

- 先生が許可したとき以外は、カメラは使わないようにしましょう。
- カメラで人物や人の家、持ち物などを撮影したりするときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手や場所の許可をもらいましょう。

7 データの保存

- タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータは、学習活動で先生が許可したものだけを保存しましょう。

8 不具合や故障について

- インターネットに接続できなくなったり、アプリが消えてしまったりした場合はすぐに学校に連絡しましょう。

※ 故意にアプリの追加や削除はできないように設定してあります。

- 故障や破損、紛失・盗難があった場合は、すぐに学校に連絡しましょう。

※ 故意に故障や破損させた場合は、弁償してもらう場合があります。